

日本の人身売買を何とかするために、私にもできることがある！
人身売買被害者保護支援法の制定を政府や議員に要請しよう！

日本は人身売買の受入れ大国です。2005年によく刑法に人身売買罪が導入されましたが、被害者保護支援に関しては、法の制定がなされていないため、保護支援のための予算が充分確保できず、公的なホットラインもなく、民間シェルターへの財政支援もほとんどなされていません。入国管理局や警察を中心に行なわれている被害者認定では、多くの被害者が被害者と認定されていないという課題もあります。さらに、被害者へのビザの発給や生活支援など、日本における自立支援政策のほか、加害者からの賠償金を得られるようなくみつきりも必要です。これら、山積する課題に取り組むには、政府の中で、人身売買対策に関するコーディネートをやる機関の設置も必要です。そして、そのような体制を整える為にも、法的な裏づけとなる人身売買被害者保護支援法が必要です。

移住者の組織や被害者の保護にあたってきた民間シェルター、人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）や反差別国際運動（IMADR）は、長年に渡り、政府や各政党・議員に対して、法の制定を求めてきましたが、実現の目処はたっていません。人身売買の被害者の大多数が日本国籍をもった「国民」ではないために選挙権を持たず、議員や政府の対応が二の次三の次になってしまいがちともいわれています。人びとがこの問題に関心を持ち、被害者保護・支援の必要性を議員や行政府に求めることがなければ、日本の中で被害者保護・支援法をつくることは、ほとんど不可能です。

そこでその実現に向けて、一人ひとりが、人身売買被害者保護支援法の制定を政府や議員に要請することを提案します！以下のような手紙を自分たちが住んでいる地域から選ばれている国会議員に送ったり、日本政府に送ることは、人びとの力で政策を変えていく大きな一歩です。以下は手紙のサンプルです。もっと短く簡単でももちろん結構です。

手紙のサンプル

人身取引対策に関する関係省庁連絡会議 議長 殿
または
衆議院議員 様 参議院議員 様

人身売買の被害者保護支援法の制定に関する要請について

私（たち）は、日本が人身売買の受け入れ国であり、人身売買された人びとの保護や支援策が十分でないことを憂慮します。2005年に刑法が改正され、人身売買罪ができましたが、人身売買の被害者の救済や保護、支援に関しては法律がないために、そのために必要な予算も充分確保されず、必要な施策が実施されていないのが現状です。

私（たち）は、人身売買の被害者保護支援法を制定することを要請します。まずは、人身売買の被害者のための多言語のホットライン（電話相談）を開設し、被害者を保護し支援するための総合調整機能をもつコーディネート機関を設けることを求めます。

年 月 日

ご自身の住所
（所属があれば所属） 名前

送付先

政府宛の場合

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣官房 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議議長殿

TEL : 03-3581-1842 FAX : 03-3593-2259

国会議員宛の場合

国会議員の連絡先は、例えばウェブサイトで「国会議員名簿」と入力して検索すると、調べられる。

衆議院議員 〒100-8982 東京都千代田区永田町 2-2-1 衆議院議員第1議員会館
又は衆議院議員第2議員会館

代表電話 : 03-3581-5111

参議院議員 〒100-8982 東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 代表
電話 : 03-3581-3111